

しみの野焼きは 法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

- ①構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）
- ②災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）
- ③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）
- ④教育活動の一環として行われる焼却行為
（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）
- ⑤農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為

平成21年度
境警察署管内による
野焼き検挙件数
12件

※廃ビニールの焼却は不可



※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であつて軽微なもの
（落ち葉たき等）

※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

町では、野焼きによる苦情（相談）があった場合には、訪問して野焼きの即中止、または改善指導を行い、みだりに焼却しないよう指導しています。

お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

あなたの飼い犬・猫が ご近所から好まれるようにしましょう

近年、犬・猫による糞やいたずらなど様々な苦情が寄せられます。

近所の悪者にならないように、飼い主のきちんとした管理が必要です。

県では、「あなたの街を犬の糞ゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに、10月を飼い主マナー向上推進月間と位置づけていきますので、適正な飼育に関する普及啓発が図れるよう、飼い主の方のご理解ご協力をお願いします。

犬の飼い方とマナー

①糞はビニール袋に入れて持ち帰りましょう

ペットの糞の後始末は飼い主の義務です。糞の中の寄生虫や病原菌で病気にかかる危険があります。

環境美化に努め糞ゼロを目指しましょう。

②ノーリードで散歩しないようにしましょう

ノーリードで散歩すると飼い犬が道路に飛び出し、交通事故にあつてしまうなど多くの危険があります。

公園内においても、ノーリードにしないよう心がけましょう。

猫の飼い方とマナー

①飼い猫はできる限り室内で飼いましょう

屋外は、交通事故、感染症、猫どうしのけんかなど多くの危険があります。

また、近所の家で糞をしたり、畑を荒らしたり、車の上に乗つてキズをつけてしまうなど、近所の迷惑にもなりかねません。

②飼い猫には首輪と名札または鑑札を付けましょう

迷い猫などの連絡が入った時に、飼い主へ連絡することができまます。

※県や町では、のら猫の捕獲・駆除は実施していません。

のら猫が庭に寄りつかないようには、ホームセンターなどで販売しているのら猫避けグッズの他に、忌避剤や木酢液、コーヒードのカす、タマネギの薄切り、赤トウガラシを刻んだものなどを庭にまくと効果があるといわれています。

お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)
茨城県動物指導センター
☎0296(7)1200